

通学に支障が発生した場合、次の通りの対応となりますが、「まち comi メール」（メール配信システム）でもご確認ください。

【1】「神奈川県全域」、「神奈川県東部（横浜・川崎、湘南、三浦半島のいずれか）」に次のいずれかの気象警報等が発令されている場合の対応

「大雨、暴風警報の両方」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、および  
「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「大雪特別警報」、「暴風雪特別警報」

1. 登校前の対応

- (1) 午前6時の時点または午前6時以降に対象の警報または特別警報が発令された場合  
→ 生徒は登校を見合わせ、**自宅待機**とします。
- (2) 午前8時までに対象の警報または特別警報が解除された場合  
→ **3校時**より授業を行います。(SHR 午前10時40分～)
- (3) 午前11時までに対象の警報または特別警報が解除された場合  
→ **5校時**より授業を行います。(SHR 午後1時15分～)
- (4) 午前11時の時点で対象の警報または特別警報が解除されていない場合  
→ 学校は**臨時休業**とし、生徒は自宅学習とします。

2. 在校中の対応

- (1) 始業後、対象の警報または特別警報が発令された場合はただちに対応を決定します。  
なお、終業時間繰り上げ措置を講じた時は、生徒を速やかに下校させます。
- (2) 始業後、対象の警報または特別警報が発令されなくても、発令の恐れがあるような場合は速やかに対応を決定します。  
なお、終業時間繰り上げ措置を講じた時は、生徒を速やかに下校させます。

【2】交通機関の不通に伴う対応等

天候、事故、スト等により、通学に利用している交通機関が不通となったときに登校する場合は、安全を第一としてください。

なお、校内の試験日が対象の警報または特別警報の発令で臨時休業となった場合、その日の試験は後日に行います。また、学校行事（体育祭、文化祭など）の日に対象の警報や特別警報の発令の恐れがある場合、その都度対応を決定し、ホームルーム等で生徒に伝えます。

● 対象の警報または特別警報が発令された場合の対応

